



2016年6月29日
株式会社日立製作所
執行役社長兼 CEO 東原 敏昭
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・名)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長兼 CEO:東原 敏昭/以下、日立)は、本日、取締役会決議による委任に基づく執行役社長の決定により、日立の執行役および理事に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決定しました。日立は、2016年5月13日に、経営陣が株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期視点に基づく経営を推進し、企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるべく、株価条件を付した株式報酬型ストックオプションを執行役及び理事に対して付与する方針を発表しています。

発行する新株予約権の概要は以下の通りです。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社日立製作所 第1回新株予約権

2. 新株予約権の総数 24,219個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の予定数は以下の通りとする。

当社執行役	31名	17,205個
当社理事	42名	7,014個

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、付与株式数)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、割当日)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当

社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてモンテカルロ・シミュレーションにより算定された新株予約権の公正価額と同額とし、新株予約権の割当てを受けた者(以下、新株予約権者)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。これは新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の権利行使期間

2016年7月15日から2046年7月14日まで

7. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記6.の期間内において、当社の執行役、取締役および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、下記②または③の規定により確定した新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②新株予約権者が行使できる新株予約権の個数は、5頁に記載の株価条件に従い、2016年4月1日から2019年3月31日までの期間(以下、待機期間)の当社株式に係るTotal Shareholder Return(株主総利回り)(以下、TSR)を同期間における東証株価指数(以下、TOPIX)の成長率と比較し、その割合(以下、対TOPIX成長率)に応じて確定するものとする。なお、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 対TOPIX成長率が120%以上となった場合

…割り当てられた新株予約権の個数(以下、割当個数)の全てを行使することができる。

ロ 対TOPIX成長率が80%以上120%未満となった場合

…その割合に応じて、割当個数の一部しか行使することができない。

ハ 対TOPIX成長率が80%未満となった場合

…割当個数の全てを行使することができない。

③待機期間終了前に退任した新株予約権者(以下、退任者)が行使できる新株予約権の個数は、退任者の割当個数につき待機期間のうちに退任者の在任期間(1カ月未満切捨て)の占める割合を乗じて得た個数に減算し、上記②に準じ2016年4月1日から退任時までの期間における対TOPIX成長率に応じて確定するものとする。なお、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、上記②の規定により確定した新株予約権(待機期間終了前に相続が発生した場合は、その時において上記③を適用して確定した新株

予約権)を一括してのみ行使することができる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得に関する事項

以下のいずれかの議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る)承認の議案
- ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(総称して、以下、組織再編行為)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、残存新株予約権)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、再編対象会社)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分

割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権の権利行使期間

上記6.に定める新株予約権の権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記8.に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記7.に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

上記9.に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の割当日

2016年7月14日

14. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

[株価条件の詳細]

- ① 当社TSR(注1)とTOPIX成長率(注2)を比較し、その割合(対TOPIX成長率)(注3)が120%以上である場合、割当個数の全てを行使できる。
- ② 対TOPIX成長率が80%以上120%未満である場合、割当個数の内の一部(注4)しか行使出来ない。
- ③ 対TOPIX成長率が80%未満である場合、割当個数の全てを行使することは出来ない。

$$(注1) \quad TSR = \frac{B + C}{A}$$

A: 2016年4月1日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

B: 2019年3月29日(待機期間終了前に退任した場合には、その退任日(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日))における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

C: 2016年4月1日から2019年3月31日(待機期間終了前に退任した場合には、その退任日)までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

$$(注2) \quad \text{TOPIX成長率} = D \div E$$

D: 2019年3月29日(待機期間終了前に退任した場合には、その退任日(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日))における東京証券取引所のTOPIXの終値

E: 2016年4月1日における東京証券取引所のTOPIXの終値

$$(注3) \quad \text{対TOPIX成長率} = \text{TSR} \div \text{TOPIX成長率}$$

$$(注4) \quad \text{行使可能な新株予約権数} = \text{割当個数} \times \{(\text{対TOPIX成長率} \times 1.25) - 0.5\}$$

ただし、1個未満の端数は切捨て

以上

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
